

長野県環境影響評価条例の概要について

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

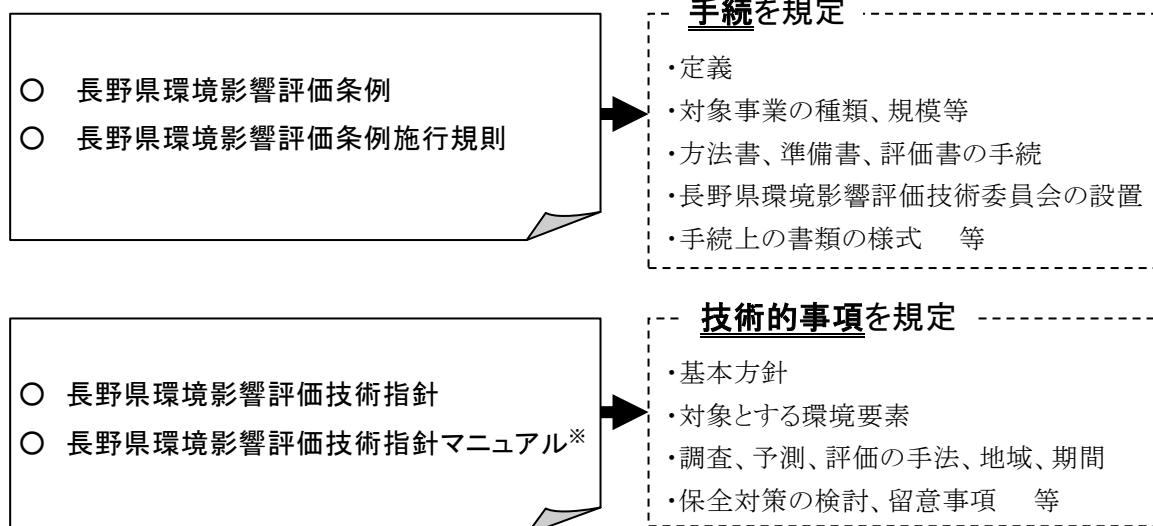
- 大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際、事業者が自ら、事業が環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行うとともに、事業計画、計画地及び周囲の環境に関する情報、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公開し、知事、市町村長、住民などから環境の保全の見地からの意見を聴くなど、環境に配慮した事業とするための手続を定めたもの
- 環境影響評価制度は、事業の実施を規制したり、事業者に対して許認可を与えたりする制度ではなく、事業者自身による環境への影響に対する配慮を促し、よりよい事業計画につなげるための制度

2 環境影響評価制度の制定経緯

昭和 44(1969)年	国家環境政策法 (NEPA) 制定 (米国)	世界初の環境アセスメント制度
昭和 47(1972)年	「各種公共事業に係る環境保全対策について」 閣議了解	公共事業に限り、アセス制度を導入
昭和 56(1981)年	旧「環境影響評価法案」国会提出	※昭和 58(1983)年廃案
昭和 59(1984)年	○長野県環境影響評価指導要綱公布 (1.5)	※平成 11(1999)年 6 月 12 日廃止
	○長野県環境影響評価指導要綱施行 (4.1)	
	環境影響評価実施要綱閣議決定 (8.28)	行政指導による制度化 (「閣議アセス」)
平成 9(1997)年	環境影響評価法公布 (6.13)	環境アセスメントの法制化 (「法アセス」)
平成 10(1998)年	○長野県環境影響評価条例公布 (3.30)	
	○長野県環境影響評価条例施行規則公布 (6.25)	
	○長野県環境影響評価技術指針制定 (9.28)	(調査方法等のガイドライン)
平成 11(1999)年	環境影響評価法施行 (6.12)	
	○長野県環境影響評価条例施行 (6.12)	
平成 19(2007)年	○改正長野県環境影響評価条例公布 (7.17)	対象事業に風力発電所の建設を追加
	○改正長野県環境影響評価条例施行規則公布 (7.30)	
	○改正長野県環境影響評価条例施行 (10.1)	
	○改正長野県環境影響評価条例施行規則施行 (10.1)	
平成 23(2011)年	改正環境影響評価法公布 (4.27)	計画段階環境配慮手続の導入等
平成 25(2013)年	改正環境影響評価法完全施行(4.1~)	

※○印は本県の制度に係るもの

3 長野県の環境影響評価制度の体系



※「技術指針マニュアル」は、「技術指針」を具体的に解説したもの

4 対象事業

環境影響評価法では、国家的な見地から環境影響評価を行う必要のある事業として、事業の態様等から規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業を対象としており、環境影響評価条例では地域の実情に応じて、法対象より小規模な事業や法対象以外の事業種を対象としている。（法対象事業と条例対象事業の比較は次ページのとおり）

① 第1種事業

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業

② 第2種事業

第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域※において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

※森林の区域等

- (1) 森林法第2条第1項に規定する森林（同条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林に限る。）の区域
- (2) 自然公園法第2条第2号に規定する国立公園の区域、同条第3号に規定する国定公園の区域及び長野県立自然公園条例第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域
- (3) 河川法第6条第1項に規定する河川区域
- (4) 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の区域及び長野県自然環境保全条例第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域の区域
- (5) 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の区域
- (6) 長野県水環境保全条例第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域
- (7) 長野県希少野生動植物保護条例第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

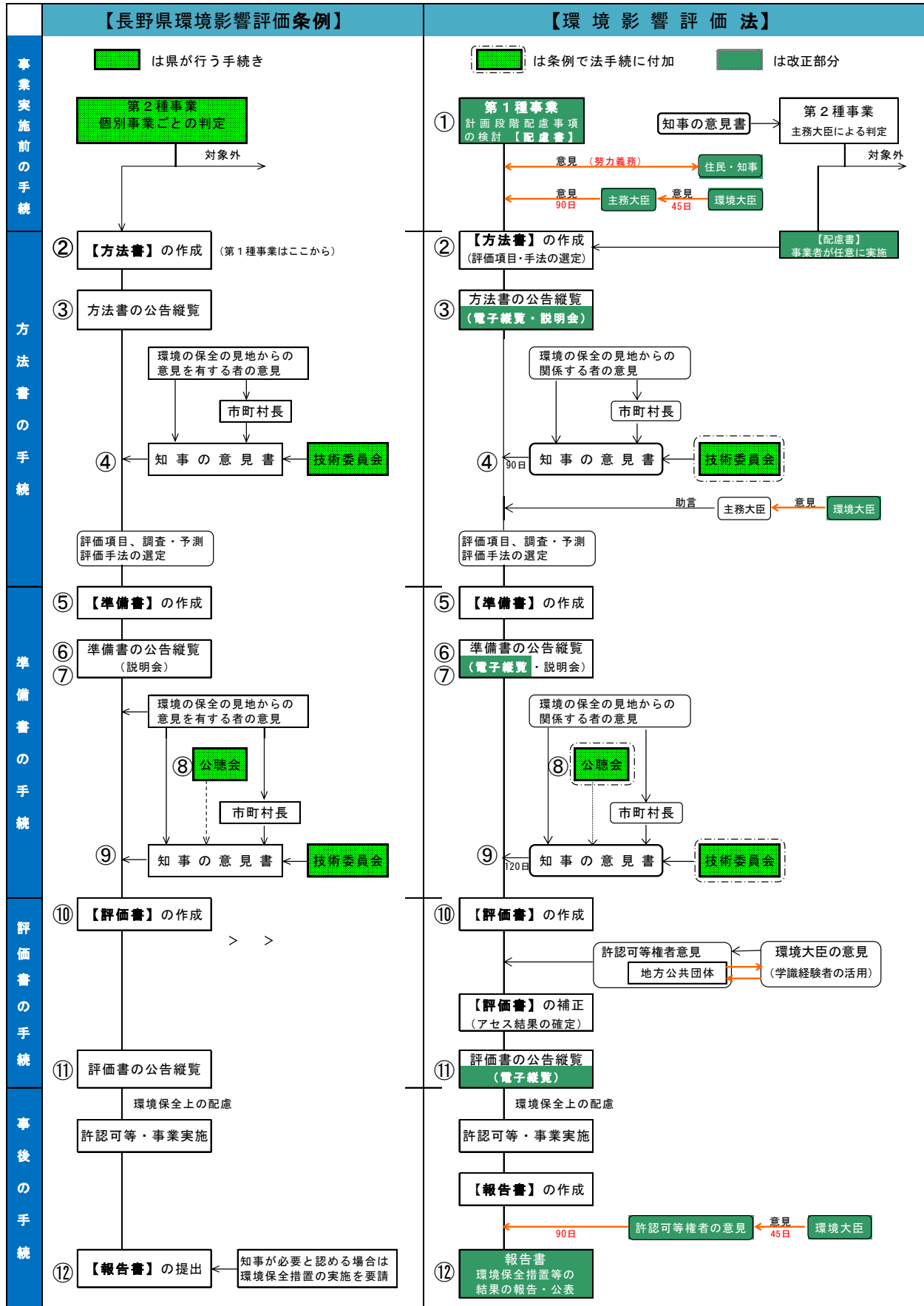
【条例】

は、法と条例の違い

【法】

対象事業の種類	規 模		対象事業の種類	規 模	
	第1種事業	第2種事業		第1種事業	第2種事業
道路の建設	—	(高速道は法対象へ)	道路の新設及び	高速自動車国道	すべて
	自動車専用道路	新設 すべて	改築	(自動車専用道路)	—
	県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上	一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上
	一般国道、県道、林道等	—	2車線以上かつ 長さ 10km以上	林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上
ダム	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上	ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	ダム	貯水面積 100ha以上
				堰	湛水面積 100ha以上
				湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上
				放水路	形状変更面積 100ha以上
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象へ)	鉄道、軌道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて
	鉄道・軌道(特殊含む)	長さ 10km以上		普通鉄道・軌道	長さ 10km以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	飛行場及びその施設の設置又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上
		滑走路の新設すべて			滑走路の新設 長さ 2500m以上
		滑走路の延長 長さ 500m以上			滑走路の延長 長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上
工業団地の造成	※	面積 50ha以上	工業団地造成事業(首都圏近郊整備法等)		面積 100ha以上
住宅団地の造成	※	面積 20ha以上	新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法)		面積 100ha以上
別荘団地の造成	※	面積 50ha以上			
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	※	面積 50ha以上		
	スキー場	※	面積 50ha以上		
	運動競技場 遊園地 その他のスポーツ又はレクリエーション施設	※	森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ 土地形質変更面積 10ha以上		
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上			
	産業廃棄物焼却施設	—			
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上			
	一般廃棄物 最終処分場	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上	廃棄物最終処分場		埋立面積 30ha以上
	産業廃棄物 最終処分場	—			埋立面積 25ha以上
下水道終末処理場の建設		面積 15ha以上			
流通業務団地の造成		面積 20ha以上	流通業務団地造成事業(流通業務市街地整備法)		面積 100ha以上
土地区画整理事業(都市計画に定められないものを含む)	※	面積 100ha以上	土地区画整理事業		面積 100ha以上
工場又は事業場の建設	製造業	—			
	電気供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量			
	ガス供給業 熱供給業	1万m ³ /日以上			
土石の採取及び鉱物の掘採		面積 50ha以上			
			公有水面その他の水面の埋立・干拓		埋立面積 50ha超
			新都市基盤整備事業(新都市基盤整備法)		埋立面積 100ha以上
風力発電所の建設	複合事業(上記※印の面的造成事業の複合事業)	出力 1万kw以上	—	火力発電所	出力 15万kw以上
				地熱発電所	出力 1万kw以上
				原子力発電所	すべて
				水力発電所	出力 3万kw以上
				風力発電所	出力 1万kw以上
					出力 11.25万kw以上
					出力 7.500kw以上
					出力 2.25万kw以上
					出力 7.500kw以上
上記に準ずるものとして規則に定める事業		—	上記に準ずるものとして法令で定める事業	宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基盤整備機構)	面積 100ha以上

5 環境影響評価の手の流れ（条例と法の比較）



- ① 計画段階配慮事項の検討【法対象事業のみ】（事業者）
事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮のための検討を行い、その結果を計画段階環境配慮書にまとめ、意見を聴取した上計画に反映させる。
↓
- ② 方法書の作成（事業者）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載する。
↓
- ③ **方法書**の公告・縦覧（条例対象事業…知事、法対象事業…事業者が実施）
方法書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供する。環境の保全の見地からの意見を有する者（以下、住民等）は縦覧期間+2週の間意見書を事業者に提出する。
※法対象事業では方法書の記載事項について周知させるため、事業者による説明会が開催される。
↓
- ④ 事業者^に知事意見を述べる（知事）
長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案、住民等の意見に配慮する。
↓
- ⑤ 準備書の作成（事業者）
方法書に基づいて、調査、予測及び評価を行った後、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における事業の及ぼす環境影響を総合的に評価し、その内容を記載する。
↓
- ⑥ **準備書**の公告・縦覧（条例…知事、法…事業者が実施）
準備書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供する。
住民等は縦覧期間+2週の間意見書を事業者に提出する。
↓
- ⑦ 説明会（事業者）
準備書の記載事項について周知させるため、関係地域内において説明会を開催する。
- ⑧ 公聴会（知事）
必要があると認めるときに公聴会を開催する。
↓
- ⑨ 事業者^に知事意見を述べる（知事）
長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案、住民等の意見に配慮する。
↓
- ⑩ 評価書の作成（事業者）
準備書に対する意見を踏まえて内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を実施して準備書の記載内容を修正する。
※法対象事業では許認可等権者等の意見を踏まえ、評価書の補正を行う。
↓
- ⑪ **評価書**の公告・縦覧（条例…知事、法…事業者が実施）
評価書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供する。
縦覧後、事業着手が可能となる。
↓
- ⑫ 評価書公告後の報告（事業者）
事後調査の状況及び対象事業の実施状況等を記載した報告書を、知事へ送付する。
※法対象事業では報告書の公表が義務づけられ、許認可等権者等から報告書に対する意見が述べられる。

6 環境影響評価手続の実施状況

(1) 環境影響評価条例

長野県環境影響評価条例に基づく手続の実施事業は以下の8件であり、事業の種別は廃棄物処理施設が5件、道路が2件、風力発電所が1件となっている。

事業名	事業者	事業地	事業種別	規模	現在の状況
(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業	長野県、上松町、大桑村、南木曾町	上松町、大桑村、南木曾町、旧山口村	道路	2車線、22km	工事中
三遠南信自動車道青崩峠道路	国土交通省中部地方整備局	飯田市南信濃	道路(自動車専用道路)	2車線、3km(静岡県側を含めた総延長6km)	工事中
(仮称)峰の原風力発電事業	IPPジャパン(株)	須坂市	風力発電所	出力:26,720kw	事業廃止
長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業	長野広域連合	長野市	廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	焼却:18.75t/時(450t/日)	評価書公告済
上伊那広域連合ごみ焼却施設建設事業	上伊那広域連合	伊那市	廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	焼却:5.6t/時(134t/日)	評価書公告済
湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業	湖周行政事務組合	岡谷市	廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	焼却:4.6t/時(110t/日)	工事中
長野広域連合Bごみ焼却施設建設事業	長野広域連合	千曲市	廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	焼却:4.2t/時(100t/日)	評価書公告済
新クリーンセンター建設事業	佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市	廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	焼却:4.6t/時(110t/日)	評価書公告済

(2) 環境影響評価法

県内における環境影響評価法に基づく手続の実施事業は以下の3件であり、事業の種別は鉄道が1件、発電所が1件、道路が1件となっている。

事業名	事業者	事業地	事業種別	規模	現在の状況
中央新幹線(東京都・名古屋市間)	東海旅客鉄道(株)	大鹿村、豊丘村、喬木村、飯田市、高森町、阿智村、南木曾町	鉄道(新幹線鉄道)	総延長286km(うち県内約53km)	評価書公告済
新姫川第六発電所	黒部川電力(株)	小谷村	発電所(水力発電所)	出力:27,500kW	方法書
中部横断自動車道(長坂~八千穂)	国土交通省関東地方整備局	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村	道路(高速自動車国道)	4車線、約34km(山梨県含む)	配慮書

参考1) 全国における環境影響評価法に基づく手続の実施状況

(平成26年3月31日現在)

道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	廃棄物処分場	埋立、干拓	面整備	合計
79	8	18	10	169	6	17	21	321

※ 事業種別が重複する案件があるため、事業種別の合計と事業数の合計は一致しない。

参考2) 各都道府県における環境影響評価手続の実施状況

都道府県名	対象案件数		都道府県名	対象案件数		都道府県名	対象案件数	
	条例	法		条例	法		条例	法
北海道	84	33	石川県	3	6	岡山県	18	4
青森県	28	20	福井県	5	4	広島県	5	4
岩手県	22	9	山梨県	4	3	山口県	7	9
宮城県	10	11	長野県	8	3	徳島県	1	1
秋田県	4	18	岐阜県	24	5	香川県	1	2
山形県	6	3	静岡県	15	3	愛媛県	9	13
福島県	30	14	愛知県	12	7	高知県	3	3
茨城県	4	7	三重県	19	2	福岡県	4	11
栃木県	7	3	滋賀県	14	0	佐賀県	3	9
群馬県	15	3	京都府	3	2	長崎県	11	1
埼玉県	26	4	大阪府	12	6	熊本県	18	4
千葉県	15	9	兵庫県	10	11	大分県	7	5
東京都	323	13	奈良県	6	1	宮崎県	3	7
神奈川県	92	17	和歌山県	2	5	鹿児島県	6	7
新潟県	13	3	鳥取県	1	2	沖縄県	27	8
富山県	1	1	島根県	6	7	平均	20	7

※ 政令市分を除く都道府県分のみ集計

7 対象とする環境要素（長野県環境影響評価技術指針）

環境影響評価の実施に当たり、長野県環境影響評価技術指針では、次の 18 の環境要素について検討を行うこととしている。

環境の構成要素の良好な状態の保持	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> 大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭 水質 </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px; margin-top: 5px;"> 水象 土壌汚染 地盤沈下 地形・地質 </div>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	<div style="display: flex; gap: 5px;"> 植物 動物 生態系 </div>
快適環境の保全・創造	<div style="display: flex; gap: 5px;"> 景観 触れ合い活動の場 文化財 </div>
環境への負荷の低減	<div style="display: flex; gap: 5px;"> 廃棄物等 温室効果ガス等 </div>

※事業特性や地域特性に応じて環境要素の追加又は削除も可能

8 環境の保全のための措置（保全対策）

事業が環境に与える影響をできる限り緩和するため、事業者は、調査、予測の結果を踏まえて、実行可能な保全対策を検討する。

長野県環境影響評価技術指針では、①回避、②最小化、③修正、④低減、⑤代償の順に検討することとしている。

①回避	<p>全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。</p> <p>(例) 事業の中止、事業計画地の変更、施設の位置の変更、道路（鉄道）等の線形変更</p>
②最小化	<p>実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。</p> <p>(例) 道路（鉄道）等の構造の変更（高架化、地下化、橋梁化）、煙突の位置・高さの変更</p>
③修正	<p>影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。</p> <p>(例) 表土復元、法面緑化、移動経路の復元（魚道、ボックスカルバート）、防音壁の設置</p>
④低減	<p>継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。</p> <p>(例) 雨水の地下浸透、靴の泥を落とす等作業時の細かな配慮、排ガス処理装置の採用</p>
⑤代償	<p>代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。</p> <p>(例) 湿地の創出、ビオトープの造成、樹木の移植、代替生育場所の創出</p>